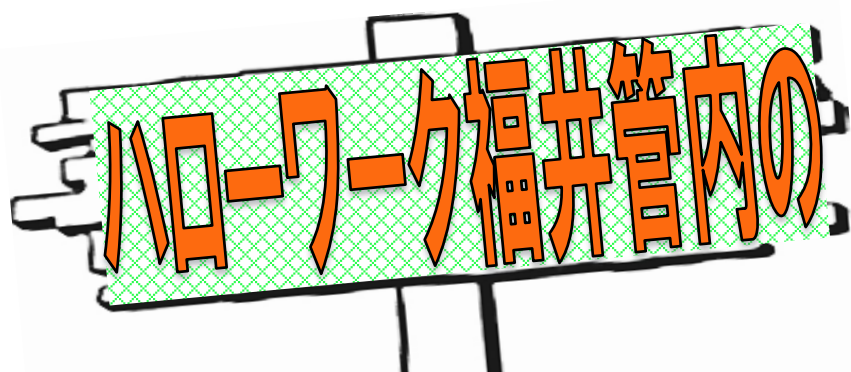




労働市場情報

- 雇用失業情勢（R7.9月）
- 職種別求人・求職状況（R7.9月）
- 中途採用時賃金情報
（R7.7月～R7.9月）
- 職種別求人・求職賃金情報（R7.9月）
- 福井県内の最低賃金（R7.10月改定）
- 新規学卒者賃金情報（R7.3卒）確定版



♡ ハロハロ ♡

ハローワーク福井

ハローワーク福井のイメージキャラクターです！



☆ フッキー ☆

【発行日：令和7年10月31日】

○常用的フルタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間を全て勤務するものをいいます。

○常用的パートタイムとは？

雇用契約が雇用期間の定めがない又は、4か月以上の雇用期間が定められているもので、事業所の1週間の所定労働時間が通常労働者に比べ短いものをいいます。

○有効求職者数とは？

前月から繰り越された求職者数と、当月の新規求職申込数の合計をいいます。

○有効求人数とは？

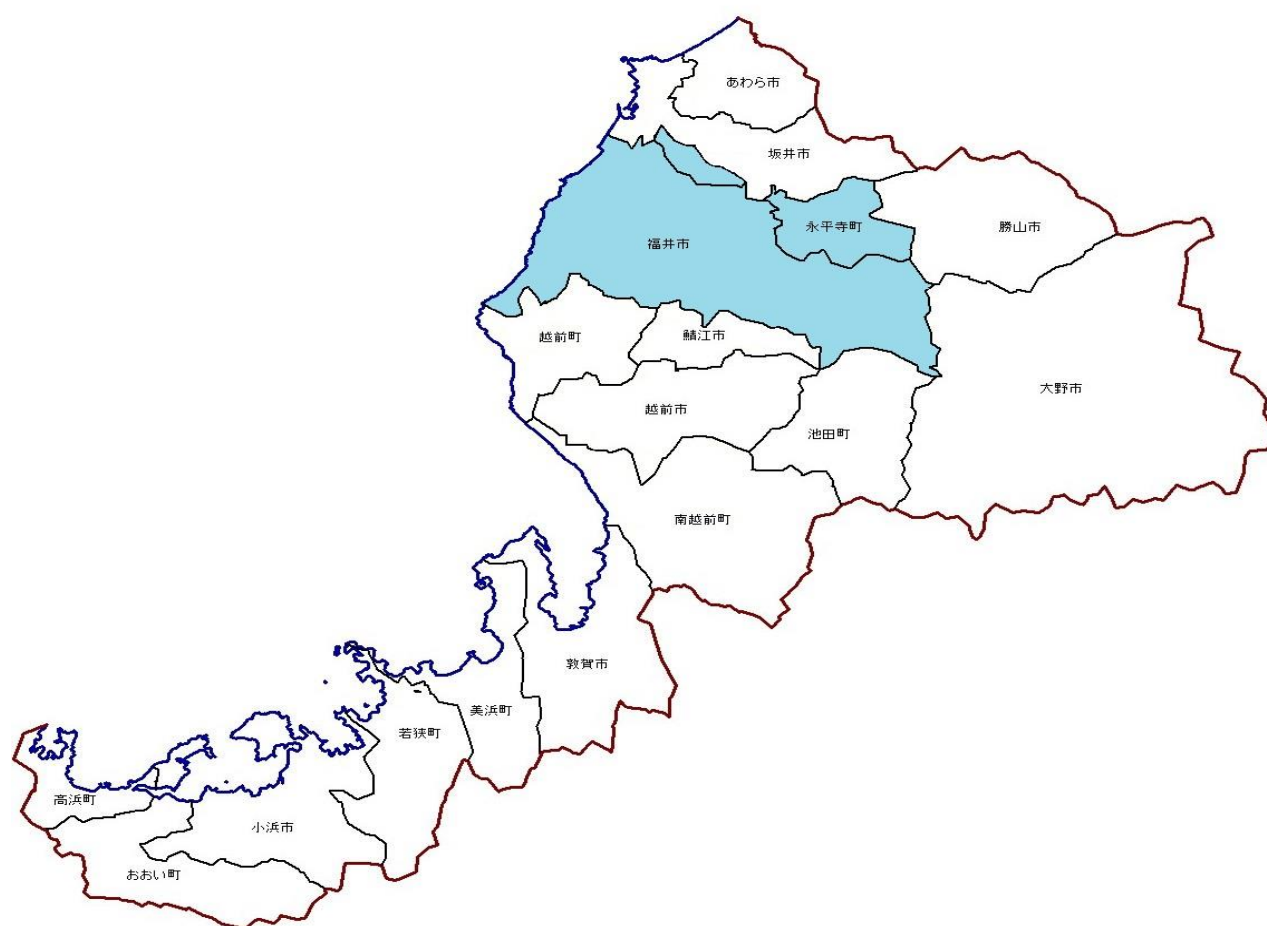
前月から繰り越された求人数と、当月の新規求人数の合計をいいます。

○求人倍率とは？

求人数／求職者数で、仕事を探している者1人に対して求人数が何人あるかを率にしたもので、求人倍率が1倍なら、仕事を探している者1人に対して求人数は1人ということになります。1倍より大きくなるほど求人数(仕事の数)が多く、働き手が足りなくなります。

○ハローワーク福井の管轄区域とは？

管轄区域：福井市、吉田郡永平寺町、坂井市春江町



福井県

ハローワーク福井 雇用失業情勢

(令和7年9月内容)

福井公共職業安定所
福井市開発1丁目121-1
TEL.(0776)52-8150

有効求人倍率の状況（新規学卒を除きパートを含む）

ハローワーク福井(原数値・受理地別)	有効求人倍率	1.78倍（前年同月より0.14ポイント低下）
福井県(季節調整値・就業地別)	有効求人倍率	1.81倍（前月より0.05ポイント低下）
福井県(季節調整値・受理地別)	有効求人倍率	1.66倍（前月より0.05ポイント低下）
全 国(季節調整値)	有効求人倍率	1.20倍（前月と同水準）

(注1)本雇用失業情勢においては、福井県(就業地別・受理地別)及び全国の数値は季節調整値である。

以下表1～表4及びグラフの数値については、すべて原数値であるため、月別の数値には季節変動(1年周期で定期的に繰り返す変動)が含まれる。

(注2)令和3年9月以降の新規求職者数及び有効求職者数には、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した者(オンライン登録者)が含まれる。オンライン登録者がハローワークの利用を希望し、来所等した結果、「オンライン登録者」から「ハローワーク利用登録者」に変更となった場合、オンライン登録者には含まれず、ハローワーク利用登録者として計上される。

表-1 求人数、求職者数の状況（新規学卒を除きパートを含む）

項目	月別	R5年度	R6年度	令和7年6月		7月		8月		9月	
				前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比
新規求人数		38,132	35,943	2,698	2,808 ▲ 3.9	3,155	3,118 1.2	2,674	2,893 ▲ 7.6	2,778	3,028 ▲ 8.3
新規求職者数		13,490	13,286	1,085	991 9.5	1,113	1,076 3.4	1,036	1,049 ▲ 1.2	1,088	1,043 4.3
うちハローワーク利用登録者		13,216	13,035	1,066	973 9.6	1,100	1,060 3.8	1,008	1,028 ▲ 1.9	1,068	1,016 5.1
うちオンライン登録者		274	251	19	18 5.6	13	16 ▲ 18.8	28	21 33.3	20	27 ▲ 25.9
新規求人倍率		2.83	2.71	2.49	2.83 ▲ 0.34	2.83	2.90 ▲ 0.07	2.58	2.76 ▲ 0.18	2.55	2.90 ▲ 0.35
有効求人数		108,808	104,605	8,276	8,751 ▲ 5.4	8,290	8,665 ▲ 4.3	8,132	8,490 ▲ 4.2	8,328	8,694 ▲ 4.2
有効求職者数		57,013	55,677	4,972	4,977 ▲ 0.1	4,846	4,810 0.7	4,748	4,672 1.6	4,681	4,530 3.3
うちハローワーク利用登録者		56,095	54,844	4,896	4,900 ▲ 0.1	4,777	4,740 0.8	4,681	4,603 1.7	4,615	4,452 3.7
うちオンライン登録者		918	833	76	77 ▲ 1.3	69	70 ▲ 1.4	67	69 ▲ 2.9	66	78 ▲ 15.4
有効求人倍率		1.91	1.88	1.66	1.76 ▲ 0.10	1.71	1.80 ▲ 0.09	1.71	1.82 ▲ 0.11	1.78	1.92 ▲ 0.14

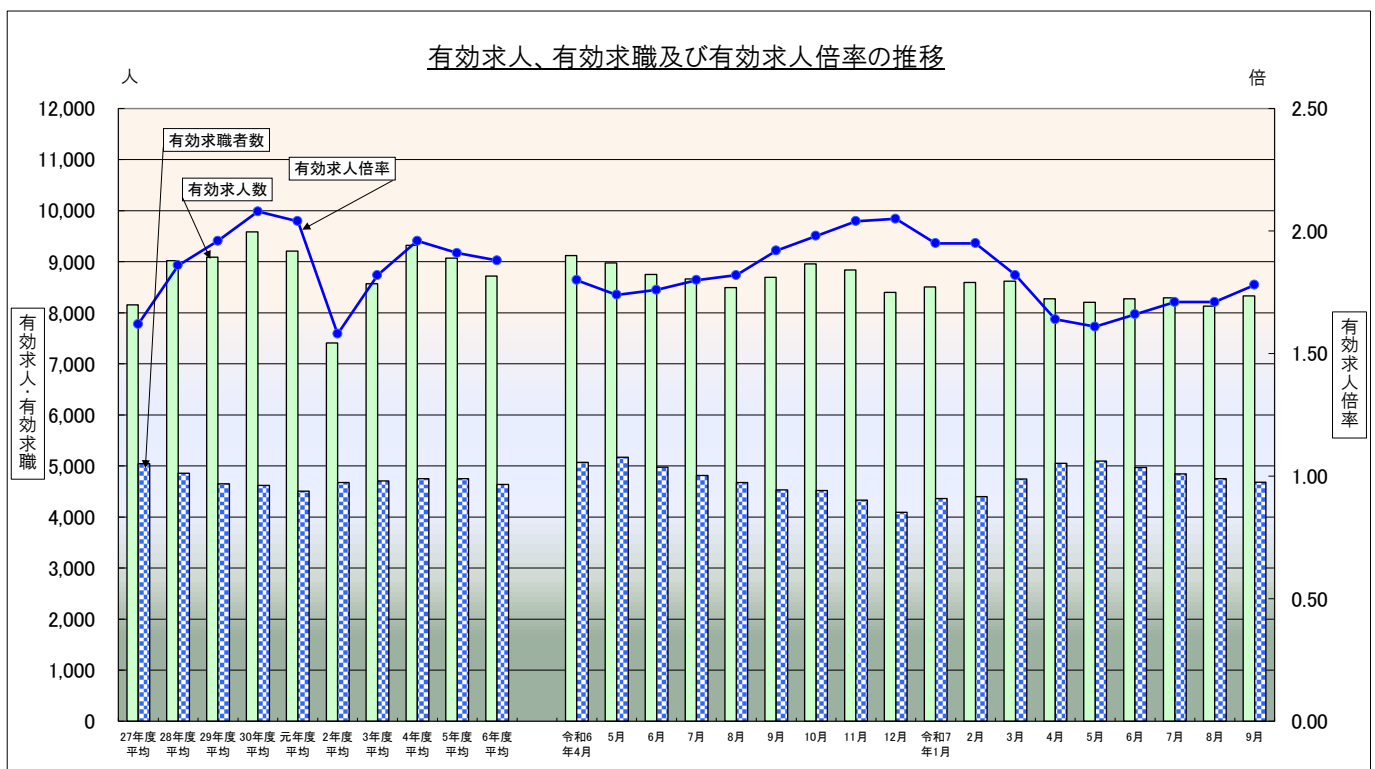


表-2 産業別新規求人数の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(受理地別)

(前年同月比:%)

年 月	R5年度	R6年度	令和7年6月	7月	8月	9月
産 業	前年比	前年比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
農 ・ 林 ・ 漁 ・ 鉱 業	122 ▲ 19.2	141 15.6	17 142.9	11 ▲ 31.3	3 ▲ 57.1	16 45.5
建 設 業	3,760 ▲ 2.3	3,783 0.6	322 19.7	336 9.4	339 ▲ 1.5	346 5.5
製 造 業	3,975 ▲ 12.8	3,693 ▲ 7.1	335 11.3	349 4.5	277 7.4	310 ▲ 15.1
食 料 品 製 造 業	466 ▲ 4.7	441 ▲ 5.4	35 16.7	66 10.0	31 0.0	15 ▲ 51.6
繊維工業(衣服・その他の繊維製品製造業を含む)	977 ▲ 7.9	848 ▲ 13.2	77 83.3	73 ▲ 7.6	54 ▲ 15.6	90 55.2
プラスチック製品製造業	145 ▲ 41.8	175 20.7	11 22.2	11 ▲ 38.9	15 0.0	18 63.6
金 属 製 品 製 造 業	467 ▲ 7.7	394 ▲ 15.6	38 ▲ 7.3	50 42.9	33 43.5	48 17.1
はん用・生産用機械器具製造業	648 ▲ 10.9	624 ▲ 3.7	71 42.0	73 30.4	42 100.0	47 ▲ 46.6
情報通信機械器具製造業	1 100.0	0 100.0	0 -	0 -	0 -	0 -
電子部品・デバイス製造業	9 ▲ 69.0	10 11.1	0 ▲ 100.0	2 -	0 -	4 300.0
その他の製造業(眼鏡製造業を含む)	335 ▲ 14.3	347 3.6	26 8.3	17 ▲ 5.6	16 ▲ 55.6	17 ▲ 43.3
情 報 通 信 業	706 ▲ 13.5	678 ▲ 4.0	49 ▲ 31.0	42 ▲ 19.2	29 ▲ 19.4	48 ▲ 36.0
運 輸 業 , 郵 便 業	2,301 6.2	2,183 ▲ (5.1)	152 40.7	215 ▲ 6.5	176 ▲ 15.0	164 10.1
卸 売 業 , 小 売 業	5,904 ▲ 13.0	5,732 ▲ (2.9)	427 ▲ 9.0	600 36.1	357 ▲ 26.8	485 ▲ 7.1
宿泊業, 飲食サービス業	1,893 ▲ 1.3	1,667 ▲ 11.9	89 ▲ 14.4	146 ▲ 20.7	116 ▲ 17.1	113 ▲ 28.9
生活関連サービス業, 娯楽業	2,504 ▲ 1.0	2,231 ▲ 10.9	61 ▲ 58.5	112 ▲ 35.6	242 2.5	66 ▲ 47.2
医 療 , 福 祉	7,062 0.5	7,070 (0.1)	559 ▲ 7.6	705 8.6	487 ▲ 2.2	561 ▲ 0.9
サービス業(他に分類されないもの)	4,919 20.4	4,313 ▲ (12.3)	320 ▲ 9.6	360 ▲ 15.3	331 ▲ 9.6	274 ▲ 22.2
《職業紹介・労働者派遣業》	1,528 50.1	1,309 ▲ 14.3	91 ▲ 35.9	110 ▲ 49.3	92 1.1	83 ▲ 11.7
公 務 ・ そ の 他	1,344 ▲ 7.3	1,227 ▲ 8.7	89 3.5	39 ▲ 32.8	26 ▲ 59.4	62 ▲ 23.5
合 計	38,132 ▲ 2.6	35,943 ▲ 5.7	2,698 ▲ 3.9	3,155 1.2	2,674 ▲ 7.6	2,778 ▲ 8.3

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の

「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

表-3 求職理由別新規求職者の状況(常用)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を含む)

(前年同月比:%)

項目	在職者	離職者	定 年	事業主都合	自己都合	その他	無業者等	合計
年月	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
令和7年4月	399 ▲ 3.6	1,019 0.8	71 7.6	234 ▲ 22.3	696 14.7	18	110 8.9	1,528 0.1
5月	398 ▲ 1.0	691 ▲ 10.1	34 9.7	135 ▲ 34.8	504 ▲ 1.8	18	67 ▲ 34.3	1,156 ▲ 9.2
6月	393 9.5	610 15.1	22 ▲ 15.4	134 1.5	442 24.2	12	77 ▲ 17.2	1,080 10.0
7月	376 ▲ 5.5	659 7.3	37 19.4	105 ▲ 23.9	495 17.0	22	73 15.9	1,108 3.1
8月	389 7.5	580 ▲ 3.8	28 40.0	98 ▲ 20.3	441 ▲ 2.0	13	65 ▲ 18.8	1,034 ▲ 1.1
9月	409 8.8	598 2.2	16 ▲ 30.4	112 4.7	451 4.2	19	76 1.3	1,083 4.5

*無業者等には、離職後1年を超える者、求職理由不明の者を含む。

表-4 職業紹介、就職の状況(全数)(新規学卒を除きパートを含む)(オンライン登録者を除く)

(前年同月比:%P)

月別	R5年度	R6年度	令和7年6月	7月	8月	9月
項目			前年同月	前年同月比	前年同月	前年同月比
職業紹介件数	15,147	13,593	1,190 1,120 6.3	1,155 1,180 ▲ 2.1	1,002 1,035 ▲ 3.2	1,088 1,046 4.0
うち雇用保険受給者	3,546	3,121	327 261 25.3	311 284 9.5	284 248 14.5	290 242 19.8
就 職 件 数	5,239	4,869	461 418 10.3	417 426 ▲ 2.1	340 381 ▲ 10.8	419 391 7.2
うち雇用保険受給者	1,529	1,387	139 131 6.1	127 125 1.6	113 123 ▲ 8.1	159 118 34.7
就 職 率	39.6	37.4	43.2 43.0 0.2	37.9 40.2 ▲ 2.3	33.7 37.1 ▲ 3.4	39.2 38.5 0.7

* 就職率は、就職件数(オンライン自主応募を含まない)／ハローワーク利用登録者にて算出した数値である。

9月の職種別求人・求職の状況

フルタイム編

1	建築・土木技術者	19.64倍	1位
2	建設・土木・電気工事	9.82倍	2位
3	保安の職業	6.94倍	3位
4	接客サービス	4.12倍	7位
5	販売の職業	3.97倍	8位
6	定置・建設機械運転	3.92倍	5位
7	社会福祉の職業	3.59倍	9位
8	保健・医療の職業	3.36倍	11位
9	自動車運転の職業	3.26倍	10位
10	介護・保健医療サービス	3.02倍	12位

パートタイム編

1	介護・保健医療サービス	7.14倍	3位
2	保安の職業	4.93倍	1位
3	事務の職業	4.50倍	8位
4	運搬・包装の職業	3.74倍	4位
5	接客サービス	3.67倍	2位
6	金属加工・溶接工・検査	3.58倍	5位
7	定置・建設機械運転	3.51倍	9位
8	建設・土木・電気工事	3.17倍	6位
9	その他の職業	3.13倍	7位
10	製品製造（金属を除く）・加工・検査	3.06倍	10位

【用語の説明】

ハローワーク福井管内の
求人倍率は..... **1.78倍**！

※1 有効求人数

該当月に人材を求めている企業からの募集人数

※2 有効求職者数

該当月に仕事を探している方の人数

※3 求人倍率

有効求人数／有効求職者数＝求人倍率

求人倍率が1倍未満とは、従業員の募集（求人）より、仕事を探している人（求職）の方が多く状況を意味しています。たとえば「求人倍率が0.7」というのは、下図のような希望する全員に仕事がない状態のことを表します。逆にいうと、求人倍率が高い方が就職の可能性が高くなるということです。



就職活動(12)

10/31(金)

雇用保険もらってる間に就職したらもらえる手当あるよね！

再就職手当のことだよな。

所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に出る手当だよ。

手当は残日数の60%支給。3分の2以上だと70%支給！

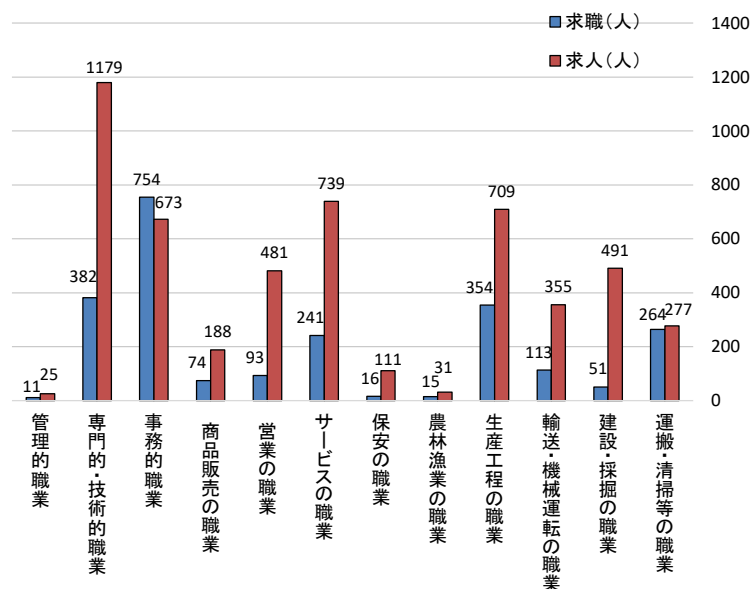
でも雇用保険を最後までもらった方が得じゃない？

就職したら、給料＋再就職手当だから収入額は就職した方が絶対多いよ！

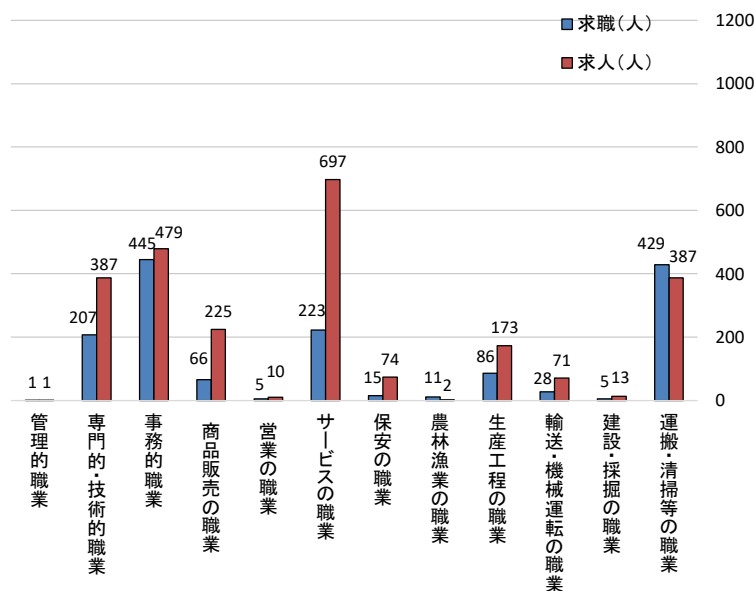
じゃあ早く就職した方がいいね

要件はしっかり確認してね

フルタイム求人・求職バランスシート(令和7年9月)



パートタイム求人・求職バランスシート(令和7年9月)



令和7年7月～令和7年9月 中途採用者採用時賃金情報(年齢別・産業別・職業別・規模別)

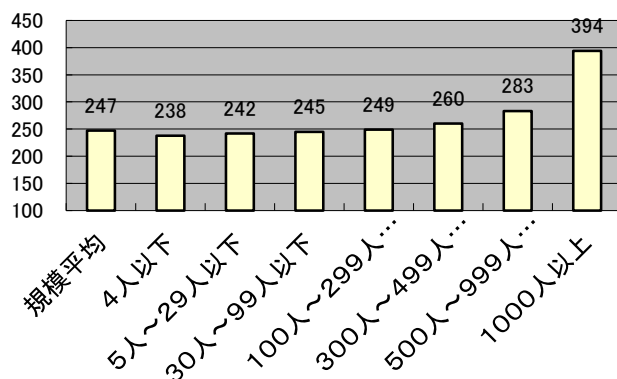
(単位:千円)

職種別 年齢・産業別	職 業 平 均	専門的 技術的	管理的	事務的	販 売	サービス	保 安	農林漁業	運輸通信	技能工・ 製造等
年 齢 平 均	247	261	367	237	261	228	235	232	237	250
19歳以下	215	192	—	—	221	184	—	—	260	231
20～24歳	216	226	211	208	225	204	220	—	211	231
25～29歳	243	283	228	230	251	220	283	235	210	238
30～34歳	246	261	275	224	264	244	—	170	249	246
35～39歳	248	270	438	230	284	232	228	247	234	245
40～44歳	252	262	338	226	262	261	264	—	251	245
45～49歳	248	231	340	248	270	238	216	330	262	258
50～54歳	258	287	403	263	284	222	234	230	258	242
55～59歳	282	289	475	296	280	239	203	275	236	319
60～64歳	268	255	501	231	—	256	202	170	254	277
65歳以上	219	216	280	216	304	182	235	—	192	229
産 業 平 均	247	261	367	237	261	228	235	232	237	250
農 林 ・ 漁 業	224	—	—	—	—	—	—	224	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	269	287	308	221	337	316	—	—	250	271
製 造 業	250	282	403	256	294	226	—	190	230	229
電気・ガス・熱供給業	280	—	—	—	—	—	—	—	—	280
情 報 通 信	255	246	300	397	224	197	—	—	—	—
運 輸 業	242	274	535	231	—	194	—	340	244	181
卸 売 ・ 小 売	252	269	424	240	257	231	—	—	207	233
金 融 ・ 保 険	274	—	—	276	218	485	—	—	—	—
不 動 産 業	268	299	—	200	302	236	—	—	—	—
学 術 研 究	241	269	200	237	198	200	—	—	—	278
飲 食 ・ 宿 泊	234	184	435	228	235	234	—	—	190	200
生活関連・娯楽	229	272	—	212	287	224	—	—	255	206
教 育 ・ 学 習	252	315	—	227	—	158	—	—	158	—
医 療 ・ 福 祉	237	254	330	217	—	217	—	—	263	—
複 合 サービス	261	207	289	227	—	372	—	—	—	—
サ ー ビ ス	236	244	292	225	224	236	235	—	226	246
公 務	210	210	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位:千円)

事 業 所 規 模	規 模 平 均	賃 金
	4人以下	238
	5人～29人以下	242
	30人～99人以下	245
	100人～299人以下	249
	300人～499人以下	260
	500人～999人以下	283
	1000人以上	394

規模別中途採用時賃金状況



このデータは 令和7年7月～令和7年9月 にハローワーク福井に提出された雇用保険被保険者資格取得データをもとに作成したものです。

中途採用者の賃金額については、基本給と毎月決まって支払われる手当を基礎として平均値を算出し、千円単位で表示してあります。

職種別求人・求職賃金情報（令和7年9月分）

単位：円

	一般			パート		
	求人賃金		求職賃金	求人賃金		求職賃金
	上限金額	下限金額	希望金額	上限金額	下限金額	希望金額
管理的職業従事者	339,202	265,736	240,000	—	—	—
専門的・技術的職業従事者	331,161	228,198	230,909	1,482	1,269	1,275
製造技術者（開発）	328,870	246,558	233,333	1,500	1,100	1,000
製造技術者（開発を除く）	369,606	225,071	233,750	1,020	990	1,100
建築・土木・測量技術者	412,918	246,934	275,000	1,500	1,080	—
情報処理・通信技術者	421,395	245,050	343,333	1,300	1,050	2,800
その他の技術者	262,158	198,158	—	1,199	1,199	—
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	524,693	285,407	323,333	2,250	1,900	2,500
保健師、助産師、看護師	277,713	227,389	240,909	1,574	1,388	1,355
医療技術者	273,148	227,853	242,000	1,920	1,459	1,467
その他の保健医療従事者	236,864	209,571	200,000	1,500	1,300	1,133
社会福祉専門職業従事者	261,562	201,967	198,125	1,285	1,135	1,104
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	393,287	211,546	188,000	—	—	1,027
その他の専門的職業	285,164	213,548	218,750	1,542	1,292	1,279
事務従事者	255,000	201,994	205,370	1,212	1,117	1,061
一般事務従事者	252,493	202,488	202,016	1,208	1,116	1,064
会計事務従事者	244,617	197,387	228,571	1,338	1,154	1,080
生産関連事務従事者	263,251	195,543	206,250	1,219	1,113	1,023
営業・販売事務従事者	247,069	198,957	206,250	1,169	1,113	1,000
外勤事務従事者	—	—	—	—	—	—
運輸・郵便事務従事者	312,800	253,000	260,000	1,123	1,073	—
事務用機器操作員	284,333	200,833	188,000	1,200	1,135	—
販売従事者	309,642	221,817	239,444	1,182	1,083	1,076
商品販売従事者	290,052	210,635	210,556	1,180	1,085	1,074
販売類似職業従事者	365,000	255,000	—	1,250	1,000	1,100
営業職業従事者	315,805	225,305	268,333	—	—	1,053
サービス職業従事者	251,036	201,861	210,952	1,255	1,145	1,073
家庭生活支援サービス職業従事者	—	—	—	—	—	1,100
介護サービス職業従事者	241,560	199,982	207,647	1,357	1,203	1,038
保健医療サービス職業従事者	228,676	182,430	171,667	1,352	1,133	1,200
生活衛生サービス職業従事者	226,249	198,069	240,000	1,221	1,159	1,000
飲食物調理従事者	262,518	202,290	220,455	1,122	1,073	1,063
接客・給仕職業従事者	288,936	216,573	213,333	1,225	1,106	1,090
居住施設・ビル等管理人	185,617	180,018	200,000	1,200	1,060	1,100
その他のサービス職業従事者	258,574	214,663	200,000	1,159	1,106	1,067
保安職業従事者	228,204	211,497	240,000	1,139	1,109	1,200
農林漁業従事者	315,224	218,510	250,000	1,306	1,306	1,051
生産工程従事者	291,752	206,510	221,182	1,226	1,099	1,099
生産設備制御・監視従事者（金属製品）	271,533	196,667	207,500	1,500	1,060	1,100
生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	242,444	191,267	225,000	1,100	1,100	—
機械組立設備制御・監視従事者	228,696	201,623	245,000	—	—	—
製品製造・加工処理従事者（金属製品）	301,275	208,486	225,556	1,160	1,100	1,250
製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	265,975	196,762	210,952	1,181	1,077	1,063
機械組立従事者	292,400	209,300	200,000	1,207	1,073	1,012
機械整備・修理従事者	299,819	217,473	253,333	1,650	1,275	—
製品検査従事者（金属製品）	302,300	200,000	300,000	1,050	1,050	—
製品検査従事者（金属製品を除く）	250,000	197,000	192,000	1,153	1,107	—
機械検査従事者	—	—	—	—	—	—
生産関連・生産類似作業従事者	369,558	219,938	234,000	—	—	1,200
輸送・機械運転従事者	313,476	245,552	246,452	1,463	1,271	1,027
鉄道運転従事者	—	—	180,000	—	—	—
自動車運転従事者	304,410	250,118	250,870	1,280	1,198	1,037
船舶・航空機運転従事者	—	—	—	—	—	—
その他の輸送従事者	221,800	190,600	251,667	1,200	1,060	992
定置・建設機械運転従事者	364,542	235,395	180,000	4,285	2,500	—
建設・採掘従事者	350,134	227,919	348,182	1,500	1,300	1,000
建設躯体工事従事者	408,807	267,281	350,000	—	—	—
建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	353,245	220,780	200,000	1,500	1,300	—
電気工事従事者	328,466	212,799	280,000	—	—	1,000
土木作業従事者	347,998	234,659	510,000	—	—	984
採掘従事者	—	—	—	—	—	—
運搬・清掃・包装等従事者	248,420	202,498	221,053	1,133	1,087	1,061
運搬従事者	266,467	210,582	242,143	1,218	1,149	1,102
清掃従事者	220,087	194,374	176,667	1,107	1,070	1,075
包装従事者	—	—	180,000	1,170	1,170	1,067
その他の運搬・清掃・包装等従事者	233,524	184,404	212,632	1,127	1,072	1,037
分類不能の職業	—	—	229,000	—	—	1,098
職業計	294,389	216,222	222,579	1,261	1,146	1,097

令和7年9月の新規受理求人のデーターを基礎にしたものです。

求人賃金は求人票の上限・下限の平均値、求職賃金は希望月収の平均です。パートは時間給です。

※ 職種については「日本標準職業分類」に基づき変更。

必ずチェック！
使用者も 労働者も。

福井県の最低賃金



福井県最低賃金

時間額 ()は改定前

効力発生日

福井県内で働くすべての労働者と
その使用者に適用されます。

1,053 円 (984円)

令和7年
10月8日

ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名	時間額 ()は特定最低賃金額	効力 発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は 「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (830円)が適用されます。		●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸縫ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 ●甌い、湯沸し又は下回りの業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
繊維機械、金属加工機械製造業	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (933円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、穴あけ、バリ取り、ガラ出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 ●甌い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
電気機械器具製造業(略称)	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (857円)が適用されます。		●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ●甌い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの	令和7年10月8日から、 福井県最低賃金 1,053 円 (840円)が適用されます。		●各特定最低賃金共通の適用除外（下記◆のとおり）
◆各特定最低賃金共通の適用除外 「福井県最低賃金」が適用されます	ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。) ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)		

※特定最低賃金の適用業種の詳細については、裏面を御参照ください。

- 【注】 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問い合わせ先

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署
TEL0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
TEL0770(22)0745

武生労働基準監督署
TEL0778(23)1440

大野労働基準監督署
TEL0779(66)3838

特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）			
福 井 県 特 定 最 低 賃 金	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業	左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所 E110 E260 E280 E290 E300 I560	L7282 純粋持株会社 〔 管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る 〕
		E1114	綿紡績業		
		E1115	化学繊維紡績業		
		E1116	毛紡績業		
		E1119	その他の紡績業		
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業（かさ高加工系を除く）及びE1118 かさ高加工系製造業は除かれます。			
		E112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）		
		E114	染色整理業		
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 （ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）		
		E266	金属加工機械製造業		
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業		
		E282	電子部品製造業		
		E283	記録メディア製造業		
		E284	電子回路製造業		
		E285	ユニット部品製造業		
		E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
		E292	産業用電気機械器具製造業		
		E296	電子応用装置製造業		
		E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		
		E302	映像・音響機械器具製造業		
	百貨店、総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー 少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、販売額比率が各々10%以上70%未満で従業者が常時50人以上の事業所（店舗）は該当します。		

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、使用者のみならず、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）

事業主の皆様へ 賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは WEB で確認！

業務改善助成金

検索

または

業務改善助成金コールセンターに確認

電話：0120-366-440（平日 9:00～17:00）

無料相談

賃金引上げにお悩みの方は、ふくい働き方改革推進支援センターにご相談ください。

ふくい働き方改革推進支援センター

〒918-8004 福井市西木田2丁目8番1号

TEL:0120-14-4864（平日 9:00～17:00）



令和7年3月新規学卒者の初任給情報(確定版)

(単位は千円です)

産業別		産業計	農林・漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給業	情報 通信	運輸業	卸売・ 小売	金融・ 保険	不動産業	学術 研究	飲食・ 宿泊	生活関連・ 娯楽	教育・ 学習	医療・ 福祉	複合 サービス	サービス	公務
職種別																				
職種計	大学	240	-	-	230	236	-	276	223	237	239	229	241	232	230	224	234	220	224	-
	短大	206	-	-	206	201	-	251	185	195	195	206	196	231	199	201	206	203	203	-
	高校	197	208	-	201	198	180	277	195	192	174	190	198	195	212	-	189	207	206	-
専門的・ 技術的職業	大学	242	-	-	265	243	-	244	-	256	-	233	240	-	-	223	239	-	211	-
	短大	205	-	-	233	233	-	196	-	195	-	-	202	-	187	201	210	-	-	-
	高校	201	-	-	215	195	-	-	170	200	-	-	179	-	-	-	194	-	194	-
管理的職業	大学	257	-	-	-	240	-	-	-	268	-	-	-	-	-	242	-	-	220	-
	短大	222	-	-	-	-	-	-	-	222	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務的職業	大学	243	-	-	208	226	-	296	215	215	239	235	245	-	-	222	226	217	240	-
	短大	215	-	-	189	209	-	268	-	188	195	221	196	-	-	-	189	203	191	-
	高校	194	-	-	181	192	-	277	203	183	174	-	203	-	-	-	187	205	186	-
販売の職業	大学	243	-	-	221	251	-	308	-	235	238	242	-	-	-	-	-	-	-	-
	短大	194	-	-	189	203	-	-	-	195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	193	-	-	-	200	-	-	-	185	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービスの職業	大学	220	-	-	216	196	-	271	-	202	237	208	234	232	230	217	215	247	-	-
	短大	207	-	-	-	-	-	-	-	211	-	197	193	231	207	-	201	-	-	-
	高校	201	-	-	-	257	-	-	-	193	-	190	-	195	212	-	179	211	200	-
保安の職業	大学	205	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	215	-
	短大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	218	-	-	-	-	-	-	-	174	-	-	-	-	-	-	-	-	232	-
農林漁業の職業	大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高校	205	208	-	202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信の職業	大学	237	-	-	-	-	-	-	231	256	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短大	204	-	-	-	170	-	-	-	201	-	-	-	-	-	-	-	-	242	-
	高校	194	-	-	-	-	-	-	194	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産工程・ 労務の職業	大学	230	-	-	234	230	-	230	-	209	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短大	195	-	-	219	193	-	-	185	172	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-
	高校	196	-	-	198	197	180	-	-	183	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位は千円です)

規模別	産業別	産業計	農林・漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給業	情報 通信	運輸業	卸売・ 小売	金融・ 保険	不動産業	学術 研究	飲食・ 宿泊	生活関連・ 娯楽	教育・ 学習	医療・ 福祉	複合 サービス	サービス	公務
規模計	大学	240	-	-	230	236	-	276	223	237	239	229	241	232	230	224	234	220	224	-
	短大	206	-	-	206	201	-	251	185	195	195	206	196	231	199	201	206	203	203	-
	高校	197	208	-	201	198	180	277	195	192	174	190	198	195	212	-	189	207	206	-
4人 以下	大学	277	-	-	-	-	-	260	-	-	-	-	249	-	-	-	-	-	322	-
	短大	200	-	-	-	-	-	-	-	186	-	-	-	190	215	-	180	-	-	-
	高校	190	-	-	187	-	-	-	-	-	-	-	-	150	187	-	-	208	-	-
5人 以上 29人 以下	大学	221	-	-	228	209	-	225	231	214	235	208	231	-	-	187	224	231	215	-
	短大	195	-	-	203	188	-	200	185	214	-	196	191	175	184	196	199	-	-	-
	高校	192	208	-	204	183	180	-	192	190	-	190	179	180	158	-	-	214	173	-
30人 以上 99人 以下	大学	233	-	-	220	220	-	300	-	214	239	245	239	255	-	233	219	-	212	-
	短大	204	-	-	198	201	-	192	-	198	-	249	175	260	200	208	214	-	200	-
	高校	196	-	-	199	196	-	-	-	194	-	-	203	194	-	-	167	-	200	-
100人 以上 299人 以下	大学	230	-	-	277	217	-	237	223	231	237	223	245	224	-	-	223	211	222	-
	短大	203	-	-	289	186	-	201	-	192	-	-	215	244	240	-	195	-	205	-
	高校	200	-	-	215	196	-	-	202	192	-	-	-	207	249	-	192	-	197	-
300人 以上 499人 以下	大学	234	-	-	-	243	-	-	214	205	-	-	-	-	230	226	222	-	-	-
	短大	204	-	-	-	220	-	-	-	187	-	-	-	-	193	-	209	-	-	-
	高校	197	-	-	-	199	-	-	194	174	-	-	-	-	-	-	190	-	-	-
500人 以上 999人 以下	大学	262	-	-	-	259	-	302	-	280	243	-	-	-	-	-	231	-	220	-
	短大	243	-	-	-	222	-	283	-	200	195	-	-	-	-	-	202	-	200	-
	高校	206	-	-	-	202	-	277	-	-	-	-	-	-	-	-	196	-	280	-
1000人 以上	大学	242	-	-	-	-	-	-	-	-	239	-	-	-	-	220	256	219	-	-
	短大	248	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	259	203	-	-
	高校	195	-	-	-	-	-	-	-	-	174	-	-	-	-	-	187	202	-	-

◎この情報は令和7年3月から5月に提出された雇用保険被保険者資格取得データにより作成。

又、賃金額は平均値であり、- は基礎となるデータがないため不明。